

意見書案第 1 号

平成 31 年 3 月 18 日提出

提出者 松山市議会議員 渡 部 昭

檜 垣 良 太

小 崎 愛 子

梶 原 時 義

平成 31 年 3 月 20 日 否決

辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果を尊重すること
を求める意見書について

辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果を尊重することを求
める意見書を次のとおり提出する。

記

辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果を尊重すること
を求める意見書

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票が 2 月 24
日投開票され、投票率 52.48% で、反対票は 43 万 4273 票で有効投票の 72.1
5% となり、過半数に達した。

反対票が投票資格者の総数の 4 分の 1 に達したときは、条例の定めに従い、沖縄県知事
は「内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知する」
ことから、日米両政府は、県民投票の結果を真摯に受け止めるべきである。

沖縄県では、過去 2 回の知事選において、基地建設に反対する候補が当選している。そ
の上で、今回の県民投票の結果を軽視するようであれば、日本政府のそうした対応は、基
地建設問題を越えて、民主主義そのものを否定することになる。

また、基地建設における軟弱地盤の存在を日本政府も認めており、技術的観点から見た
基地建設の実現可能性にも疑問が生じている。加えて、現時点では、建設費用や工期も明
らかになっておらず、公共事業の進め方として、異例の対応と言わざるを得ない。

このように、県民投票の結果からも、技術的観点からも、このまま強引に基地建設を進めることは、適切な対応とは言えない。

よって、政府においては、今回の県民投票の結果を真摯に受け止め、沖縄県民の民意を尊重するとともに、埋め立て工事を直ちに中止し、辺野古新基地建設についてゼロから見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

外 務 大 臣

防 衛 大 臣